

# 「みかぐらうた」第一節はいつ出来たのか？ —八島英雄編「教祖伝資料集」から見えて来るもの—

1983年10月に発行された№1

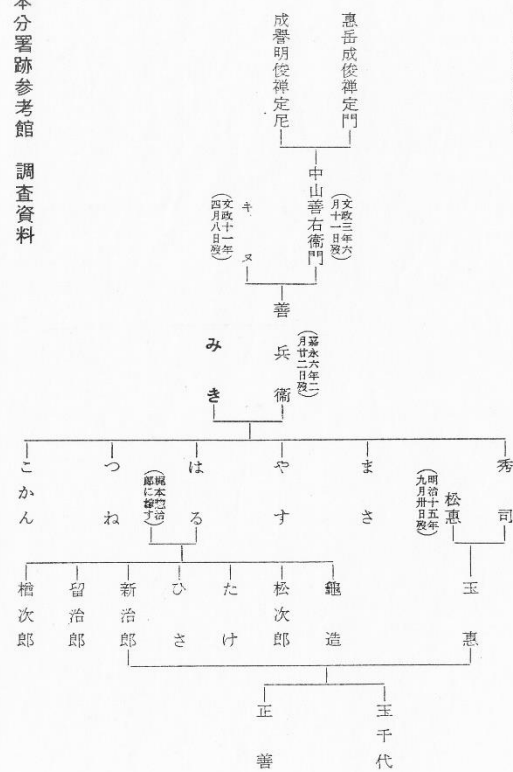
八島英雄氏は1983年10月から2014年8月(亡くなる二か月前)まで約30年間にわたり、「教祖伝資料集」というタイトルで、天理教関係の資料を毎月B4判で3枚くらいを発行し続け、それは№1041に達しました。そのうち1031枚を集めることができ、デジタル化(PDF, 及びパワーポイント)し、また、その目録を作成しました(すべてをDVDディスク一枚に収録)。

PDF版は内容別に分類しましたので、分類項目に集められた資料を見るだけで、少なくとも八島氏の視点から見た天理教研究の問題点を把握することが可能です。今回はその中から「みかぐらうた」の項目にある資料の説明とその意味を考えてみたいと思います。

発行番号	教祖伝	ページ	発行年月日
1	第2章	13	146年10月26日

■「山中忠七伝」大和真分教会発行  
 (翁の父)金持ち、平兵衛さん地持ち、村の庄屋さんでかけ持ち。(註)このような歌は当時、どの村々にもあったらしい」と唱われて、(後略)……  
 ■標本分署跡参考館 調査資料  
 橋本凝胤氏が教校本科の授業の中で、大和ではあちこちの村でその村の人名を当てはめて、うたわれていたと話した。

■標本分署跡参考館 調査資料  
 大和では結婚のしきたりはやかましく、中山家、前川家は五荷の荷物で縁組をする格式であった。大豆越村の山中忠七さんの家は七荷の荷物で縁組をする格式を持っていたが、巻向村史を見ると四町歩以上の田地持ちはいなかったと記されているので、中山家の田地も三町歩あまりであったと推定される。



中山家  
 ■「復元」第二十九号 御教祖伝史実校訂本 上 (P62~P64)  
 中山家に就て  
 中山家は村の寄寓役や庄屋を代々勤められた家柄である。田畑十数町歩あり、下男下女を数人使って居られ、門前への家造りで、地方屈指の豪農であった。  
 4、此の界限に於て言ひ傳へられたる民謡に  
 庄屋敷小在所西から見れば  
 足達金持、善右衛門さん地持  
 端のカセ屋は妾持ち  
 とあり。(カセ屋は北村家の家號で、理に同家の分家たる奥殿店がカセヤと稱してゐる)  
 八、善福寺には、中山家が村の庄屋たりし記録あり。  
 二、中山家の相續は代々、善右衛門と善兵衛とを交互に繼稱された。  
 水、中山家の家譜

	分野別分類	資料数	資料内容
教祖伝、 天理教史 関係	教祖伝	483	「教祖伝資料集」という名前であるゆえ、資料の半数近くを占めている。
	天理教史	50	「明治21年天理教会所設置御願」より「平成元年神田神社移転願文」までが入っている。
	中山家	20	中山家の戸籍簿、家系図等関係資料がある。
	前川家	3	前川家の家系図など3資料。
	伝道史	7	『天理教伝道史 I』（高野友治.1969）より明治10年頃までのちば周辺地域の伝道の様子が入っている。
	人物	168【25名】	教祖、秀司、こかん、まつえ等主要な人物が収められている。
	古老聞き書き	5	上村福太郎氏による足達照之丞の娘、足達梶氏と北田竹松氏からの聞き書きである。
	神社仏閣	83【13社寺】	教祖伝に関係がある13社寺についての資料である。
	おやしきの変遷	50	教会本部発行『おやしき変遷史図』をベースにした資料である。
	天輪王明誠社	20	『天輪王明誠教団百年史』『始祖奥六兵衛美洲先生と教団前史』等からの資料である。神習教に入った明誠社と神道本局に入ったちば本部という視点がある。

原典等教理関係	みかぐらうた	54	みかぐらうた(12下り)の成立と展開、12下りの変質、つとめの地歌(主に第1節)の問題におおよそ分けられる。
	おふでさき	17	「おふでさき」解釈に直接関連する資料は多くない。教祖伝資料をどう「おふでさき」解釈に結びつけるかという問題は、今後に残された課題である。
	おさしづ	12	教祖のおさしづが主で、本席のおさしづは少ない。
	こふき	42	『泥海古記附註釈』(岩井尊人.1928)が全文入っている。16年榊井本、和歌体14年山澤本、それに八島氏の「こふき」観がある。
	つとめ	47	雨乞いつとめに関する資料が多い。
	神名	50	転輪王に関する資料、表明文書にみる神名の変遷等天理教の神名についてのおおよそが分かる。
	教理	38	別席台本古記録、中西牛郎教祖伝の教理的部分、また、八島氏の教理解釈をまとめたものが主である。
	用語	50【13項目】	他の項目に入れずらいもの、【あまくだり、かんろだい、ほうそ、一の道具、神がかり、神道本局「教規」、天皇、肥、綿、よふぼく、ひのきしん、虫札、めどう(目標)】が入っている。
奈良県の歴史と地誌	『奈良県の百年』	30	『奈良県の百年』(県民百年史29.山川出版社.1985)の明治初めから同20年くらいまでの部分が収められている。No.445,446に「天理教の誕生」という一項がある。「教祖伝」の周辺で何が起こっていたかを知ることができる。
	地誌	54	『角川日本地名大辞典29奈良県』(角川書店.1990)より、天理教関連の地名の部分が収められている。他に『大和の伊勢街道』(中村敏文.1991.近畿古道探索会)より「櫛本から柳本」の部分が入っている。
	教祖御在世中の奈良	37	『青山四方にめぐれる国－奈良県誕生物語』(1987.奈良県)より、嘉永7(1854)年の大地震から明治9(1876)年堺県に統合されるまでの歴史が収められている。No.401に天理教についての記述がある。

<分類別の資料総数1320-複数の項目に入れてあるものがあり発行枚数よりかなり多い。>

# 「みかぐらうた」の資料番号順一覧

全部で54あるが、「鴻田本」24枚を1資料として、31資料として分類した。

No.	発行日	内容	出典
1	64	1984.11.26 明治14年巳五月本、表紙及び神名の部分	明治14年巳五月本、八島英雄
2	72	1984.12.26 みかぐらうた本—明治15年私刊本	『ひとことはなし』未掲載本
3	101	1985.08.26 慶応3年、みかぐらうたを教える	『復元32号』
4	102	1985.08.26 慶応3年、みかぐらうたを教える	『復元32号』
5	121	1985.12.26 明治14年巳五月本、歌の順序、第一第三合一説	「明治14年巳五月本」
6	122	1985.12.26 明治15年鴻田本 12下り⇒2節⇒3節⇒1節 「すます」と「1節」が出ている。	「明治15年鴻田本」
7	125	1985.12.26 「かんろだいの理」「一寸咄万世始」	『正文遺韻』
8	126	1986.01.26 明治14年巳五月本の九下り一ツに貼紙の跡あり3-1	「明治14年巳五月本」
9	127	1986.01.26 明治15年鴻田本の九下り目3-2	「明治15年鴻田本」
10	128	1986.01.26 標準本の二ツは「やう」、他は「よ」3-3	「標準本(現在使用本)」
11	129	1986.02.26 十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-1	「明治14年巳五月本」
12	130	1986.02.26 十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-2	「明治15年鴻田本」
13	131	1986.02.26 十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-3	「標準本(現在使用本)」
14	179	1987.03.26 5下り目二ツ「ほふそ」と「はうそ」の違いについて3-1	明治14年巳五月本
15	180	1987.03.26 5下り目二ツ「ほふそ」と「はうそ」の違いについて3-2	明治15年鴻田本
16	181	1987.03.26 5下り目二ツ「ほふそ」と「はうそ」の違いについて3-3	標準本(現行版)
17	185	1987.05.26 字句考—5-2<はうそ>、9-2<やうに>の違い2-1	『復元11号』
18	186	1987.05.26 字句考—5-2<はうそ>、9-2<やうに>の違い2-2	『復元11号』
19	220	1988.05.26 <u>みかぐらうた鴻田本220~243</u>	みかぐらうた鴻田本全文
20	521	1996.12.26 つとめ場所ふしん前後の事情2-1九下り目の成立事情	八島英雄
21	614	1999.04.26 明治14年9月17日岸本久太郎「口書」警察文書	『静かなる炎の人 梅谷四郎平衛先人の遺した教話<一>』道友社編
22	706	2001.07.26 みかぐらうた「文久3年本」は明治20年以降作成2-1	『続ひとことはなし その二』中山正善.1957(初版).
23	707	2001.07.26 みかぐらうた「文久3年本」は明治20年以降作成2-2	『続ひとことはなし その二』中山正善.1957(初版).
24	708	2001.07.26 特殊勤が記されたみかぐらうた本2-1	『続ひとことはなし その二』中山正善.1957(初版).
25	709	2001.07.26 特殊勤が記されたみかぐらうた本2-2	『続ひとことはなし その二』中山正善.1957(初版).
26	920	2008.08.26 お手ふりの御手直しの状況. タイトル(神憑りではない教祖)	『みちのだい叢書第二集』1951.天理教婦人会
27	984	2011.04.26 教えをひろめたのは「みかぐらうた」、井筒(真明講)氏のみかぐらうたによるおたすけ	『天理教伝道史 I』高野友治.1969
28	1012	2012.07.26 天理教の神道化. 慶応3年に天輪王明神として吉田家の公認を得た	『仏教と日本人10 民衆と社会』村上重良.1988
29	1026	2013.05.26 月日の扇、京都斯道会で使用の月日の扇写真	『みちのとも』1997年11月号
30	1040	2014.07.26 明治14年頃のおてふり状況	『御存命の頃』
31	1041	2014.08.26 「みかぐらうた」の作成と教示	『先人素描』、『復元31号』

## 「みかぐらうた」の内容別一覧① 十二下りの成立と展開

『稿本天理教教祖伝』には、「慶応三年、教祖七十歳の年、正月から八月迄に、十二下りの歌を作られた」とあります。この根拠になるのがNo101です。ここから、「文久3年本」はありえないことを示すのがNo706, 707です。No521はなぜ「八月迄」なのかについての八島氏の説です。No102, 1041は慶応3年から手振りが付けられていくことを示し、No920はそれが修正されていく様子が分かるものです。手振りが付けられた十二下りの数え歌は信者の布教によって広がっていく様子は、No984、1040によって知ることが出来ます。No1026はその当時に使われた月日が付いた扇です。

No.	内容	出典	コメント
706 707	みかぐらうた「文久3年本」は明治20年以降 作成2-1、2-2	『続ひとことはなし その二』	「文久3年本」は神名が「天理王」になっているところから明治20年以降作との記述がある。
101	慶応3年に12下りの歌詞を作られる	『復元32号』	「12下りの歌詞御制作に就て」の部分、P490～491
102	慶応3年から、12下りの手を付けられる	『復元32号』	「12下りのお歌及御手振り」の部分、P496～498
1041	「みかぐらうた」の作成と教示	『先人素描』、『復元31号』	慶応3年に教祖から直接おてふりを教えて頂いた前川喜三郎と岡本重治郎。
521	つとめ場所ふしん前後の事情2-1九下り目の成立事情	八島英雄	9下り9ツ「ここでつとめをしていれど……」のうたは天輪王明神が出来たけれどもそれは教祖の教えを説くところではないということをやったという解釈に基づく。
920	お手ふりの御手直しの状況. タイトル(神憑りではない教祖)	『みちのだい叢書第二集』1951.	明治11年夏に1下り目七ツのお手を教祖が直された。
1040	明治14年頃のおてふり状況	『御存命の頃』	明治14年に最初の「みかぐらうた」本刊行。当時はまさに踊る宗教だった。
984	教えをひろめたのは「みかぐらうた」、井筒(真明講)氏のみかぐらうたによるおたすけ	『天理教伝道史 I』高野友治.1969	明治14年頃、お手ふりが熱心に行われて布教が進んだ。
1026	月日の扇、京都斯道会で使用の月日の扇 写真	『みちのとも』1997年11月号	在世当時の扇。月日が付いている。最近二つの扇それぞれの裏表が月、日のみという説がある。普通は片面に月であれば反対面には日が描かれていると考えられる。

## 明治十四年の「みかぐらうた」本

■『御存命の頃』高野友治著 立教一六四年（二〇〇一）一月五日 発行 P 310～P 311

明治の初めごろ

明治十四年、天恵一番の村上文治郎が、自分の名義で「みかぐらうた」を発行している。これは画期的な出来事で、おそらく天理教の文書が活字本として発行されたのは、これが最初であろう。この木版刷りの版木を作ったのは幸町四丁目堀江の南、今の汐見橋の辺の内田弥助その他の人々だったという。村上は無学だったというから、彼の講社の連中が寄って作ったものと思う。このころはどこでもお手振りが盛んであった。ことに天恵組は盛んで、女子は白の上衣に緋の袴をはき、髪は下げ髪にして、金銀裏表の豪華な扇を持って踊ったという。若い娘などはその踊りに加えてもらいたいために、講社に加入した者もあるらしい。中でも仕立屋の内田弥助などは非常に熱心であったという。

幸町の西、木津川を渡った所に三軒家村がある。ここに真心組が結成されていたことは既に述べた。この信仰は講元回り持ちという形式で、誰が中心という差別なく、今の言葉でいうならば民主的に和やかな信仰を楽しんでいた。ここでもお手振りは盛んであった。もともと天恵組の派手なものと、およそ正反対のざつくばらんのもので、胡座をかいて歌をうたう者、寝ころんで唱する者もあったというが、熱心は熱心であったらしい。

梅谷四郎兵衛が入信した当時（明治十四年二月）、大阪にもこの道の信者があることを聞いて、たずねた揚げ句知り得たのが、この三軒家の真心組で、ここで初めて夜の明けるのも忘れて和やかなお手振りをさせてもらったという。

本田町通三丁目の真明組、ここはのちに「お手は真明組に聞け」といわれたほどお手振りの盛んな講社で、毎晩「本田の寄所」へ信者が集まって十二下りをやり、随分賑やかであったという。あまり熱心にやるので町内から安眠妨害だと苦情を申し込まれ、裏の空き地へ出てやり、それでもやかましくいといわれて、国津橋の橋の上へ行って稽古をはげみ、東の空が白みかけるころ、ようやく解散するのが常であったという。

南河内の飛鳥村、ここも明治十四年には「神徳講」の講名を戴いているようであるが、お手振りが盛んで講元吉田武八（間もなく浅野喜市に代わる）の家では、六十日に一回の割で畳の表替えをしなければならぬほどであったという。

その他河内はもちろん、京都の明誠社（ここも明治十四年に講名を戴いている）でも大和でも、どこでもお手振りは熱狂的に盛んであったようである。河原町の深谷源次郎が、

「源さん、今度歌って踊ってたすかる陽気な信心が現れたで」と勧められて入信したというが、当時天輪さんといえば、第三者の目から見れば踊りの宗教という観があったと思う。「みかぐらうた」が刊行されたということは、こうした雰囲気的要請によって出てきたものと思われる。その意味において注目すべき出来事であると思う。

九・道は伸びる

資料番号1040。「六十日に一回の割で畳の表替え」とか、「当時天輪さんといえば、第三者の目から見ればおどりの宗教」といったことが書かれています。祭典日の儀式の一部になって義務的にやっている今の十二下りのあり様とここにあるそれとは心の向け方が全く違うように感じます。

## 「みかぐらうた」の内容別一覧② 十二下りの変質

「みかぐらうた」の教祖直筆本は存在しないことになっていますが、明治時代の筆写本と現在使用されている本とでは、いくつか文字表記に違うところがあります。№186は五下り目2ツと九下り目2ツを指摘し、№179,180,181は五下り目のその部分を示しています。この変化は明治34年本からで、前年に出された『御神楽歌釈義』は「ほうそ」です。なぜ変えたのかはよく分かりません。№126,127,128は九下り目の部分で、ここは明治21年本までは「よに」で、明治33年発行の『御神楽歌釈義』から「やうに」に変わります。「よく世」→「社会の変革」から「やうに」→「個人的救済」に変えられたと考えられます。№129～131は十下り目1ツで、明治20年までの本は「なりし」であるのに、明治21年本から「なるぞ」に変わっているという指摘です。八島氏はこの部分の改変理由を『ほんあづま328号』に書いていますので参考に示しておきます。

No.	内容	出典	コメント
185	字句考—5-2〈ほうそ〉、9-2〈やうに〉の違い2-1	『復元11号』	明治34年再版本の由来などが書かれている。
186	字句考—5-2〈ほうそ〉、9-2〈やうに〉の違い2-2	『復元11号』	5-2、9-2ともに明治34年版から現在の表記になったことが分かる資料である。
179	5下り目二ツ「ほふそ」と「ほうそ」の違いについて3-1	明治14年巳五月本	「ほふそ」になっている。
180	5下り目二ツ「ほふそ」と「ほうそ」の違いについて3-2	明治15年鴻田本	「ほふそ」になっている。
181	5下り目二ツ「ほふそ」と「ほうそ」の違いについて3-3	標準本(現行版)	「ほうそ」になっている。21年本は「ほふそ」、33年〈御神楽歌釈義〉は「ほうそ」。
126	明治14年巳五月本の九下り一ツに貼紙の跡あり3-1	「明治14年巳五月本」	九下り1ツ一銭二銭に貼紙訂正した跡がある。九下り2ツ「よに」とある。※明治21年本は「よに」明治33年〈御神楽歌釈義〉は「やうに」である。
127	明治15年鴻田本の九下り目3-2	「明治15年鴻田本」	九下り1ツは「壹銭？ 貳せん」。2ツは「よに」。
128	標準本の二ツは「やう」、他は「よ」3-3	「標準本(現在使用本)」	八島氏はこの変化を戦後としているが、2ツについては明治33年に変わっている。正善氏は9下りについて取り上げていない。
129	十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-1	「明治14年巳五月本」	「なりし」である。
130	十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-2	「明治15年鴻田本」	「なりし」である。
131	十下り目一ツ「なりし」と「なるぞ」3-3	「標準本(現在使用本)」	「なるぞ」である。明治21年本は「なるぞ」である。

明治34年本から現行版と同じ「はうそ」に変わります。

33年『御神楽歌釈義』

二ツふしぎなたすけハこのところねびやほうそ  
のゆるしだす

此ノ章ノ大意ハ靈救ノ效驗ハ胎産瘡瘡ニモ現ハレタルコトヲ示スナ  
ル  
ふしぎなたすけハこのごころハ靈地ヲ云フナリたひやほうそそのゆる  
しだすハ教祖在世ノ時奇跡ノ現ハレタルモノ勝ゲテ數フベカラズ而  
シテ胎産瘡瘡ヲ惱ムモノニモ亦靈救ノ效驗彰著ナリシコトアリ本章  
ノ意蓋シ是ヲ指スナル可シ

凡ソ奇跡ハ靈救ノ神ヨリ來リタルコトヲ證明スルモノナリ而シテ靈  
救ノ目的ハ我等人格ノ完全ニ在リ此ノ人格完全ノ一要素タル智識即  
チ學術殊ニ醫學ヲ胎産瘡瘡ニ應用スルハ今日我等ガ慣由スル世間通  
常ノ治療法ナレドモ神ガ本來此ノ如ク損傷回復ノ機能ヲ自然界ニ散  
布シ目的ト手段トナシテ妙ニ一致セシメタルモノハ此レ亦奇跡ナリ

六十四

明治21年本

五下り目

一ッひろいせかいのうちなれば  
たすけるところがまてあろう  
二ッふしぎなたすけハこのところ  
おびやはほうそそのゆるしだす  
三ッみづとかみとおなじこと

九

(い) 御かぐら歌 全

(明治卅四年六月初版發行)

(ろ) 御かぐら歌

(明治廿一年十一月發行)

(は) 十二下り御つとめの歌

(明治十七年發行)

(に) 御勤之歌控

(明治十五年八月發行)

(ほ) 拾貳下り御勤之歌

(明治十四年己五月發行)

五下り目

(い) ニツふしぎなたすけハこのところおびやはほうそそのゆるしだす  
(ろ) ニツふしぎなたすけハこのところおびやはほうそそのゆるしだす  
(は) ニツふしぎなたすけハこのところおびやはほうそそのゆるしだす  
(に) ニツふしぎなたすけハこのところをびやはほうそそのゆるしだす  
(ほ) ニツふしぎなたすけハこのところをひやはほうそそのゆるしだす

九下り目

略

(い) ニツふじゆうなきやうにしてやらうかみのごころにもたれつけ  
(ろ) ニツふじゆうなきよ にしてやるふかみのごころにもたれつけ  
(は) ニツふじゆ なきよ にしてやるふかみのごころにもたれつけ  
(に) ニツふじゆ なきよ にしてやるふかみのごころにもたれつけ  
(ほ) ニツふじゆ なきよ にしてやるふかみのごころにもたれつけ



## 手振りから見た意味

九下り目ニツ「よに」から「やうに」に変わるの  
は明治33年の『みかぐらうた釈義』からです。明治33年には1月に社会主義協会が発足し、3月に労働運動や農民運動の取り締まりを規定した治安警察法が公布されています。社会を変革する思想が普及しはじめ、それに対する取り締まりも厳しくなって来た時で、「よ=世(社会、世界)」と解釈されることを恐れたことによる改変と思われます。

ただ、教祖がこの部分を作られた時に「よ=世(社会、世界)」を意味していたかという問題は別です。ここの手振りは、二下り目七ツの「なんじふを」や三下り目八ツ「やむほど つらい」の「つらい」と同様に両手を胸の前に抱えて前かがみになるような動作で、個人が困っている状態を表しています。また、九下り目一ツは「ひろいせかいをうちまわり 一せん二せんでたすけゆく」とあり、世界だすけをしていけば、個人的にも不自由のないようになっていくという意味ではないでしょうか。

## 九下り目ニツ

明治21年本

九下り目  
一ツひろいせかいをうちまわり  
一せん二せんでたすけゆく  
なんじふを

明治33年『御神楽歌釈義』

二ツふじゆうなきやうにしてやらうかみのこゝろにもたれつけ  
此ノ一章ノ大意ハ靈救ヲ被リテ苦患ヲ免レント欲スルモノハ神ニ信  
頼スベキコトヲ示スナリ  
ふじゆうなきやうにしてやらうハ我等ヲ一切苦患ヨリ救フベシト云フ  
意ナリかみのこゝろにもたれつけハ神ノ御心ニ信賴シ奉レノ義ナリ  
神ノ御心ニ信賴スルモノハ信心ナリ此ノ信心ニ亦二種アルコトヲ知  
ラザルベカラズ其ノ一ハ神ハ萬善ノ源ナリ故ニ世ニ存在スル罪惡ハ  
皆我等意念ノ所造ニシテ神ヨリ求ルモノニアラズ然レバ神ノ憎ミ給  
フ種々ノ惡念ヲ棄テズシテ神ノ御心ニ信賴スルコトハ到底得ベカラ  
ザルナリ其ノ二ハ神ハ萬福ノ源ナリ然レドモ神ハ靈救ノ恩命ヲ教祖  
ニ降シ教祖ヲシテ之ヲ我等ニ傳ヘセシメ給フタリ然レバ教祖ヲ被ラ  
ント欲スルモノハ教祖ノ教ヲ信シ教祖ノ指導シ給フガ如クニ信シ且

みかぐらうた十下り目一ツ ひとのこゝろといふものハ ちよとにわからんものなるぞ(現行本)  
【「なりし」が明治21年本から「なるぞ」に変わったことについての八島氏の解説】

前半部分は納得がいく  
解釈のように思えます。

《【ほんあづまNo328.p12】

明治二十一年、神道天理教会になった時に、「ものなるぞ」と言葉を変えています。応法の理として変えてしまったのです。教祖は「ものなりし」と教えて下さいました。この言葉は過去形です。

教祖の教えを聞かない間は、人の心は分からない、恐ろしい、何を考えて、何を仕出かすか分からないというような思いでお互い暮らしていたのです。疑心暗鬼で、とにかくこの世は苦のしゃ婆と、人々は倒し合うという気持ちで過ごしていたのです。

ところが、教祖に教えて頂いた後は、人間は互いたすけ合いの調和の中から生まれ、調和の中で育ち、調和が乱れたら生きていられないということが理解できるのです。たすけ合いという本性を持った人間同志ということを理解すれば、今までは分からなかったという心境になるというわけで、「ちょっとにわからんものなりし」と教えたのです。

神道になった時に、何故「ものなるぞ」と変えたのでしょうか。象徴的なのは、大本教が天皇政府の弾圧を受け、出口王仁三郎が「よろづよのどこよのやみ」という和歌を読みました。「よろづよのどこよのやみ」と、今まで、万代、昔からずっと常世の闇であったという歌を読んだのです。

「よろづよのどこよのやみ」とは歴代の天皇が暗愚であったと誹っていると、裁判の時に裁判長が冒頭の宣言をして、大本教弾圧に走ったのです。それに関連して、この時期にお道でも「よろづよ」「三下り目」「五下り目」を削除したのです。新修みかぐらうたという形で、「よろづよ」の歌を削除したという歴史がありました。天皇制軍国主義の時代は、歴代の天皇が暗愚だったのかという言い掛かりまで付けられる時代だったのです。そのような理由で、明治二十一年、東京の神道天理教会で出版した『みかぐらうた』からは「ものなるぞ」という言葉に変わってしまったのです。教祖御在世中の時代には全て、どの先生が書いたものにも、木版刷りのものにも「ちょっとにわからんものなりし」と書かれています。》

「みかぐらうた」の内容別一覧③ つとめの地歌(主に第1節)の問題

『稿本天理教教祖伝』は「慶応二年秋、教祖は、あしきはらひたすけたまへ てんりわうのみこと と、つとめの歌と手振りとを教えられた。(P73)」と記しています。ところが中山正善氏は『続ひとことはなしその二』で、No121を根拠に第一節の成立は明治15年頃ではないかという考えを述べています(P82)。第一節がいつ、どのようにして出来たかははっきりしていないのです。

No.	内容	出典	コメント
121	明治14年巳五月本、歌の順序、第一第三合一節	「明治14年巳五月本」	この本の特徴は、①神名が「天輪王」、②第一節がない、③第三節が、「第一節」と「第三節」が合一されたもの。
122	明治15年鴻田本 12下り⇒2節⇒3節⇒1節 「すます」と「1節」が出ている。	「明治15年鴻田本」	『続ひとことはなしその二』の分類表には入っていない。「みかぐらうた本研究の諸問題について」(永尾広海.1980.『天理教校論叢16号』.P3)にある一覧表のNo.14に該当。この表は『みかぐらうたの世界をたずねて』(2001.道友社.P34)に再掲されている。12下りの後に第2節、第3節〈すます〉、第1節が記されている。永尾氏は第1節慶応2年説の根拠にしている。
220	みかぐらうた鴻田本220～243	みかぐらうた鴻田本全文	八島氏の手に入ったこと、正善氏の一覧に入っていないことによって、全文を資料として出したと思われる。永尾氏論文で第1節の問題を提議
72	みかぐらうた本—明治15年私刊本	『ひとことはなし』未掲載本	鴻田本である。No.220～243に全文が出ている。
1012	天理教の神道化. 慶応3年に天輪王明神として吉田家の公認を得た	『仏教と日本人10 民衆と社会』村上重良.1988	慶応3年の吉田神祇管領の公認と第一節の成立との関連を指摘している。第1節が吉田神祇管領と関連があれば、その成立は慶応3年になり、それが教祖の指示か、秀司の指示かが問題になる所である。
614	明治14年9月17日岸本久太郎「口書」警察文書	『静かなる炎の人 梅谷四郎兵衛先人の遺した教話〈一〉』道友社編	「たすけたまへてんりんおうのみこと」が明治14年に唱えられていたことを示す。
708, 709	特殊勤が記されたみかぐらうた本2-1, 2	『続ひとことはなし その二』	「明治15年以降本」とされるもので、特殊勤めが記されている。神名が「天理王」であり、明治20年以降である可能性が高い。No.125には第1第3合一節をベースにした特殊勤めがあり、それとの関係が問題になる。
125	「かんろだいの理」「一寸咄万世始」	『正文遺韻』	第1第3合一節をベースに特殊勤めが作られている。第2節、第3節でおさづけをするとある。

資料を細かく検討する前に、この「教祖伝資料集」を編んだ八島氏がかぐらつとめの地歌である第1節から第3節についてどのように考えていたかを確認しておきますと、まず第一第三合一節があって、それが明治7年に〈すます〉の第三節になり、明治15年にかんろだいが取り払われたのち、〈すまして〉となり、第一節が出来たのは明治21年であるという説を立てています。ただ、後で紹介する鴻田本〈明治15年〉には第一節が出ていますし、資料No614の警察文書にも明治14年に第一節が唱えられていたとありますから、第一節＝明治21年説は史料を無視している見解とも思えます。この点も含め、以下の資料、他の論者の見解と比べてみる必要があります。

**八島氏の第一節及び第三節に関する説** 冒頭に断わっておきたいのは、「あしきをはらうて たすけたまへ てんりわうのみこと」というお歌が、慶応二年に教えられたと『稿本天理教教祖伝』に書いてあるのですが、これは『稿本天理教教祖伝』に初めて出てくる表現でありまして、それまでは「あしきはらひのつとめが慶応二年に教えられた」とずーっと書かれて来て、伝えられて来ました。その「あしきはらひのつとめ」というのは「あしきはらひ たすけたまへ いちれつすます かんろだい」というお歌であると、教会本部が稿本教祖伝が出るまで、伝えていたのです。

そして教祖が拝み祈祷を禁止されましたおうた、『おふでさき』三号の四十五から四十八まで拝み祈祷を禁止して、高山の教えとは違う「よろづのこと」を説いて来たのが教祖の教である、人をたすけるといふこの喜びが我々の信仰であると、このように教えられた『おふでさき』は明治七年に書かれております。その時に「あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろだい」では拝み折祷であると誤解が起こるので、この時に「あしきはらひ たすけせきこむ いちれつすます かんろだい」という言葉に、このおふでさきを書かれた時期に変えられております。／ このおふでさきに関連して十二月の末まで山村御殿や中教院で政府との交渉がありまして、明治八年からのおつとめは「あしきはらひ たすけせきこむ いちれつすます かんろだい」に教祖が改めたのです。／ そして明治十五年「やしきのそうじ」と強く言われたその事柄の最たる問題、「かんろふ大が一のざんねん」とまでおふでさきに書かれている事、そのやしきの内のそばな者中山家の戸主であったまつゑと山澤良治郎の裏切り行為によりまして、かんろだいが取り払われたときまで、転輪王講社におきまして、教祖の教と称して天皇制軍国主義の教育が行なわれていたのです。／ 天照大神の親が世界を作ったのだという、天皇家の神話。天皇と天皇の先祖を神とする神話の一説であります泥海古記が教祖の教として皆に教えられていたのです。「この教の偽りを訂正してから本当のかんろだいつとめを行う」という意味で「あしきをはらうて たすけせきこむ いちれつすまして かんろだい」という言葉に明治十五年に改められたのです。／ かぐらつとめは「ちょとはなし」と、この「かんろだいつとめ」しかないのです。

「あしきをはらうて たすけたまへ てんりわうのみこと」という言葉は明治二十一年、東京に神道天理教会本部が出来まして、その朝夕のおつとめとして神道天理教会は、天皇の先祖を「十柱大神」として祀るといふ願書で許可を受けておりますので、その十柱の大神を「てんりわうのみこと」と唱えました。／ これは神道天理教会の出願の時からそういう言葉が使われ始まったのです。（『ほんあづまNo.428. 2004. 10月号』P2. 八島英雄）

【みかぐらうた本 明治十四年巳五月本】

私刊本へ一〇 明治十四年巳五月本

捨式下り御勤之歌

『続ひと』とはなしその二』の分類による

十二下り目最後の部分

たてまゝいぢりふいねかんさ

十トらぬたびんちねりふ

ちよの人まゝりんまゝ

南無天輪王命

ちよとまぢかみのあゝまぢとれ

あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ

あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ

あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ

あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ

第一第三合一節

第二節(ちよとはなし)

あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ  
あゝまぢのあゝまぢのあゝまぢ

この本の特徴は、①神名が「天輪王」であること、②第一節がないこと、③第三節が、「第一節」と「第三節」が合一されたものであること。

【みかぐらうた本 明治十五年鴻田本】  
十二下り御勤

おれらもびりもあつよ  
 空のん 雲もあつよ  
 南云天輪王命

ちよさきまきし神也  
 あつよのんあつよ  
 二つあつよ  
 よりのあつよ

ちよさきまきし神也  
 あつよのんあつよ  
 二つあつよ  
 よりのあつよ  
 南云天輪王命

あつよのんあつよ  
 ちよさきまきし神也  
 かんろふたい

模様替え以前の形

あつよのんあつよ  
 ちよさきまきし神也  
 みよのんあつよ

第一節

第三節

第二節

この本は『続ひとことはなしその二』の分類表には入っていない。「みかぐらうた本研究の諸問題について」(永尾広海.1980.『天理教校論叢16号』.P3)にある一覧表のNo14に該当する。この表は『みかぐらうたの世界をたずねて』(2001.道友社.P34)に再掲されている。12下りの後に第2節、第3節<すます>、第1節が記されている。

No121『明治14年巳五月本』には、「第一第三合一節」と呼ばれる「あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろだい」という節があります。これを根拠に中山正善氏は「第一第三合一節」が明治15年の模様替え以降に第一節、第三節に分かれたもので、第一節の成立は明治15年頃であるという説を出すわけですが。これに対して、永尾広海氏はNo122『明治15年鴻田本』を根拠に第3節が模様替え以前の「すます」であり、そこに第一節があるということは模様替え以前に第一節は存在したと反論しています。永尾氏論文の主要部分とみかぐらうた本の一覧表を付けておきます。

No.708,709は「ほうそ、おびや、むほん、はえで」などの特殊つとめと呼ばれるものが出ています。神名が「天理王」になっているので明治18年以降本です。No.125は特殊つとめが第一第三合一節をベースにして書かれているものです。また、「おさづけ」も第二節、第三節(3回)で行うと記されています。

### 3 第一第三合一節について (「みかぐらうた本研究の諸問題について.上」永尾広海.1980.『天理教校論叢』16号 ①)

既述の通り、第一第三合一節、すなわち、「あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろふだい」のおうたが、みかぐらうた諸本中に始めて記されたものは、明治十四年巳五月、大阪天恵組が刊行したNo.9「拾二下り御勤之歌」という私刊本であります。今までみかぐらうた本として発見された最古のものであります。明治十四年九月、増田忠八手記のNo.11「十二下り宇たぼん」も、明治十六年四月、木村林蔵手記のNo.16「拾式下り御勤之歌稽古本」も未発見の当時は、唯一の資料でありましたし、後にNo.11・No.16に同じ歌詞が見出されると思ひも寄らぬことでありました。『稿本天理教教祖伝』の「慶応二年秋、教祖は、／あしきはらひ たすけたまへ てんりわうのみこと／と、つとめの歌と手振りとを教えられた。」ということが念頭にあって、講社の刊行した木版本であるから、十分慎重を期しているとは思ふものの、なにかの誤りではないか、と軽く筆者は考えていました。

昭和三十二年四月十日、二代真柱様は『続ひとことはなしその二』を刊行されるに当って、左記のごとくお記し下さっているのであります。

この第一節と第三節を一つにされたのは、

あしきはらい たすけたまい いちれつすます かんろふだい

のおうたであって、これが第一節及第三節の古い形であったのが、明治十五年の所謂“模様替”の史実の結果、上の句、下の句にそれぞれ下の句上の句が加わり、語尾も多少変更されて、

あしきをはらうて たすけたまへ てんりわうのみこと

第一節

あしきをはらうて たすけせきこむ いちれつすまして かんろだい

第三節

の二節になったものと考えらる (81～82頁)

(「みかぐらうた本研究の諸問題について.上」永尾広海.1980.『天理教校論叢』16号 ②)

しかし、その後、新資料として、No.13・No.14、及びNo.16が発見されて、筆者としては、この点については考え直して頂くべき余地が生じたもの、と判断しているのであります。なぜならばNo.13は、真明組（大阪）の講元井筒梅治郎の自筆本であり、おぢばに帰って直き直き教祖からお教えを受け、かんろだいの石出しにもひのきしんにいそしんだ方であり、明治十四、五年頃の手記であるNo.13は、資料的には高い評価を持ち得ると思うのであります。その中に、明らかに、十柱の神名に引きつづいて、／ あしきはらいたすけたまい てんりんをゝのみこと／

が記されていて、しかもてをどりのおうたより先に記され、今までの発見本中、このおうたに関しては最も古いものであります。

さらに、No.14、すなわち、明治十五年三月に信仰し始めた鴻田忠三郎（『稿本天理教教祖伝』二四九頁）が、入信早々つとめを教えて頂き、教祖のおことばのまにまに、三月十七日、大和を出発し、新潟の布教地へ赴くのです（『稿本天理教教祖伝逸話篇』「九五、道の二百里も」 160～162頁）。その地で、同年十二月起として記したNo.14「十二下り御勤」にも、

あしきはらいたすけたまゑ てんりんおふのみこと

が記されているのであります。当時としては文筆のたつ有為の人であったことは、その達筆にも伺えますが、三月に大和を出発している月日からすれば、いわゆる“模様替”以前のおうたを教えられたままに伝えたものと思われるのであります。

—中略—

これらを通じて考えるとき、No.9だけの唯一の資料によってお書き頂いた『続ひとことはなし その二』のお考えは、考え直す余地が残されている、との意見を私は持つ次第であります。あえて私見を述べさせて頂くならば、第一節は厳然と伝えられているが、明治七年、中教院における神名取消しの一件が、信者のあいだに影響をもって伏在し、第一節が記録上に表われなかったものと思われまゝ。むしろ、明治十三年の鳴物を揃えてのつとめ以来、さらに、つとめをお急ぎ込み下さる中に、つとめについての自覚（特に第一節に関して）が昂まり、それが、みかぐらうた諸本の中にも記されることになり、第一第三合一節と併記されてくるものとなり、No.13・No.14の第一節となって書き残されたものであります。もし、第一第三合一節にそれぞれ下の句と上の句をお教え頂いて、第一節及び第三節の二節になったものとするれば、前記のそれぞれのみかぐらうた本の内容が理解し難くなってきます。上記の各みかぐらうた本からすれば、第一第三合一節は、むしろ、第三節に替わって、信者によって一時期歌われたものであるかもしれない、という推測を持つのであります。それが、教祖によってお教え頂いたものであるのか、あるいは、一時の応法（？）の道としてお許し頂いておったものであるのか、そのあたりは、今なお研究不足と資料不足で判然しないものがあります。いずれにしても、みかぐらうた諸本に、第一第三合一節が、上記の通り主なるものの中にも出てくるばかりではなく、他の文献にも見出されることは、みかぐらうた諸本の変遷の研究からも、また、つとめの変遷についての研究上にも、見のがし得ない点であると申せます。



『続ひとことはなしその二』にある表  
(中山正善氏作成)

備考	公刊本十	公刊本九	公刊本八	公刊本七	公刊本六	公刊本五	公刊本四	公刊本三	公刊本二	公刊本一	私刊本五	私刊本四	私刊本三
『内容順序』欄の1、2、3、4、5は夫々第一節、第二節、第三節、第四節、第五節を示す。数字の順序は各節の順序を示す。	昭和廿五年	昭和廿一年十月	昭和廿一年一月	昭和十四年	昭和十一年	昭和六年	昭和三年	大正五年	明治卅四年	明治廿一年	明治十五年以降	明治十五年以降	明治十五年以降
	みろぐらうた	みろぐらうた	みろぐらうた	新修御神楽歌	みろぐらうた	御あぐらうた全	みろぐらうた	御あぐらうた全	御あぐらうた全	御あぐらうた全	十二下り御神楽歌	(不明)	十二下り御神楽歌
	1、2、3、4、5	1、2、3、4、5	1、2、3、4、5	但三下り目、五下り目欠	1、2、3、4、5	2、3、1、4、5	1、2、3、4、5	1、2、3、4、5	1、2、3、4、5	1、2、3、4、5	2、3、1、4、5	2、3、1、4、5	2、3、1、4、5
	願出教会へ配布本(祭典用)	公刊本(八)の普及本	教祖六十年祭記念本	小野靖彦執筆、森田義興仮名遣い訂正	『わらうた』の中にあり	四版	結婚記念本	三版	再版	初版	『二子』『おびや』等の特殊勤のおうたが終りにある私刊本(三)に比し神名が変つて来ている	『二子』『おびや』等の特殊勤のおうたが終りにある私刊本(三)に比し神名が変つて来ている	私刊本(二)に殆んど同じ

明治14年巳五月本(永尾氏の表ではNo9)

区	分	題名	内容順序	摘要
私刊本二	明治十五年以降	十二下り御つとめれ歌	2、3、1、4、5 附表	私刊本(二)に殆んど同じ
私刊本一	明治十四年	拾貳下り御勤之歌	4、5、2、1、3、つたもの附表	大阪天恵組発行
写本十	飯田 明治十九年	命天輪王 十二下り御勤之歌	2、3、1、4、5 附表	明治十九年七月十五日 飯田卯吉写
写本九	天元組本 明治十五年以降	十二下り御神楽れ歌	2、3、1、4、5 附表	表紙に『天元組第三号』とあり
写本八	岩崎本 明治十七年	十二下り御つとめれ歌	2、3、1、4、5 附表	岩崎新兵衛筆
写本七	明治十七年	天輪御歌	5	表紙に『梶本氏』とあり
写本六	明治十五年	御勤之歌 控	1、2、3、4、5 附表	
写本五	明治十年	拾貳降り	5	
写本四	明治七年	拾二くたりれ本	5	
写本三	梶本 明治四年	天輪踊歌おんど	5	
写本二	慶山 明治三年	天輪王踊歌写帳	5	
写本一	文村久三年伝本	拾貳下り御つとめれ歌	2、3、1、4、5	

『みろぐらうた』本一覽表

- ◎ 「写本一」は、「文久三年」とあるが、神名が天理王である所から明治20年以降とされる。永尾氏の表には入っていない。
- ◎ 左の表になく、永尾氏の表にある主な資料【これらの資料には、すべて第一節(あるいは一、三合一節)が入っている】
- 新①写本
  - ・M14/9月・十二下り宇たぼん・増田忠八
  - ・4/5/13合一/付表
- 新②写本
  - ・M14~15・不詳・真明組井筒梅治郎
  - ・十柱神名/1/4/5
- 新③写本
  - ・M15/12月・十二下り御勤・鴻田忠三郎
  - ・4/5/2/3(すます)/1
- 新④写本
  - ・M16/4月・拾貳下り御勤之歌稽古本
  - ・木村林蔵・2・13合一(すます)/1/4/5/1
- 新⑤写本
  - ・M17~18・表題なし・永尾芳枝・1/2/3/4/5 (但し1/2/3/4は永尾自筆、5は別人の筆)

永尾氏の表

整理番号	題名	年代	筆者(発行者)	配列順序及び摘要※
No. 1	天輪王踊歌写帳	慶応3年	山中彦七	5
No. 2	天輪踊歌おんど	明治4年(推定)	梶本松治郎	5
No. 3	拾二くたり杵本	明治7年	梶井伊三郎	5
No. 4	(不詳)	明治7年頃(推定)	堀内与助	5(欠落あり)
No. 5	踊歌手本	明治7~9年	西浦弥平	5
No. 6	踊歌手本	明治9年8月	西浦弥平	4、5、4四首、2
No. 7	拾式降り	明治10年	朝川治郎輔	5
No. 8	天輪王踊勤歌	明治10年4月	仲尾休次郎	5
No. 9	拾二下り御勤之歌	明治14年5月	大阪天恵組	4、5、2、(13)
No. 10	拾二下り御勤歌	明治14年9月	(不詳)	4、5、一行書「是が御勤之事」、2
No. 11	十二下り宇たぼん	明治14年9月	増田忠八	4、5、一行書「ふれがおつとめの事」、(13)
No. 12	拾式下り御勤本	明治14~15年頃	(大阪真明組講元本)	4、5、一行書「是の御勤之事」、2、3
No. 13	(不詳)	明治14~15年	真明組 井筒梅治郎	1、4、一行書「十二下り御勤歌」、5
No. 14	十二下り御勤	明治15年12月起	鴻田忠三郎	4、5、2、3、1
No. 15	御勤之歌控	明治15年8月	(不詳)	1、2、3、4、5
No. 16	拾式下り御勤之歌稽古本	明治16年4月	木村林蔵	2、(13)、1、4、5、1
No. 17	天輪御歌	明治17年9月上旬	梶本松治郎	5

明治14年巳五月本

『みかぐらうたの世界をたずねて』34頁道友社

No. 20	十二下り御つとめの歌	明治18年頃	元斯道会	2、3、1、4、5
No. 22	十二下り御神楽杵歌	明治18年頃	天元組三号	2、3、1、4、5
No. 23	十二下り御勤(之)歌	明治18年5月	松尾仁三吉	4、5、2
No. 24	大日本天理王十二下り御歌	明治19年正月	元木紘	2、3、1、4、5
No. 25	天輪王命十二下り御勤の歌	明治19年7月15日	飯田卯吉	2、3、1、4、5
No. 26	(推定)十二下り御神楽杵歌	明治18~19年頃	(不詳)	2、3、1、4、5、「特別願勤の御勤歌」
No. 27	十二下り御神楽杵歌	明治18~19年頃	(不詳)	2、3、1、4、5
No. 28	(表題なし)	明治17~18年頃	永尾芳枝	1、2、3、4、5(ただし、1~4は永尾白筆、5は別人の筆)
No. 29	拾式下り御つとを杵歌	明治20年頃	(村田本)	2、3、1、4、5
No. 30	御のぐら全	明治21年11月1日	著者/中山美文 発行者/前川菊太郎	1、2、3、4、5 【公刊本初版本】

『続ひと』とはなしその二』に入っていない主な資料

右の表は『みかぐらうたの世界をたずねて』のものですが、永尾氏の論文をベースにしたもので、本の番号は同じです。永尾氏のものには明治二一年以降昭和三五年までのものも入っています。

◎第一節は、明治十四年以後に現れる。  
◎現在の第一節から第五節の順になったのは、教祖が身を隠されて以後の明治二十一年からと思われる。

第一第三合一節についての議論は、1983(昭和58)年に書かれた沢井勇一著「みかぐらうた研究における一つの問題—第一第三合一節について—」に引き継がれます。ただこの論文では第一節は慶応2年に出来たということが前提になっていて、その中でなぜ第一第三合一節が生まれたのかという問題にテーマがすり替えられている気がします。

それから25年の歳月が流れ、2008(平成20)年7月に幡鎌一弘氏が「いちれつすまして(第三節)」(『「みかぐらうた」の世界を味わう』2011.天理大学おやさと研究所)という題で第一第三合一節が取り上げられます。ここで幡鎌氏は中山正善、永尾広海、沢井勇一各氏の議論を整理しますが、「それぞれの説明根拠などには難点があり、結論を出す決定的な史料に欠けているというのが現状のようである。しかし実際にはそのような問題があるということはほとんど認知されていない(P49)」とし、現在の『稿本天理教教祖伝』編纂の早い段階では第一第三合一節について書かれていたのに、ある時点から書かれなくなったこと、また、『復元』等で教祖伝編纂の原資料が公開されていることを指摘し、「そこに記されていない出来事に言及することを避けてはいないだろうか。また、もともなった史料からではなく、『稿本天理教教祖伝』の叙述から出発し、その叙述を読み込んで、思わぬ誤解をしてはいないだろうか(P57)」と記しています。

また、幡鎌氏は細かな論点を整理する前段で、中山正善氏は第一節について

教祖伝編纂において、慶応2年に第一節が教えられたことは認めている。文献学的に第一節を記した初期の写本が存在しないからといって、第一節が存在していなかったとまで言い切ってはいない。「史実校訂本 中二」によれば、『稿本天理教教祖伝』のもとになるような慶応2年「あしきはらひ」のつとめの教示は、昭和7年の集成部会議において、すでに提示されていた。(P40)

としています。確かに「史実校訂本 中二」には「第一節慶応2年成立」の根拠とされる資料が出ていますが、ここを見ると逆に「第一節慶応2年成立」説を信じていいものかどうか疑問が湧いてきます。「史実校訂本 第十章 第七節 山伏来る事」の内容を参考に主要部分を提示しておきます。そこに「夕」として出ている「初代管長様御手記『教祖傳』明治卅一年」は「慶応二年」と明示しており、この資料が「第一節慶応2年成立」説の一番の根拠になっています。ただ、この資料の写真版が『復元』33号(P48)にでています。これを見ると、「明治二巳年」とある右側に小さく「慶応二年」と訂正されていることが分かります。なぜ訂正されたのか、気になります。

『稿本天理教教祖伝』は間違いのない教祖伝の決定版のように思われていますが、その原資料を見るといかにあやふやなもとに作られていたかが見えてきます。『稿本天理教教祖伝』に「稿本」と付いているのは、まだ草稿(下書き)だということです。いつたどり着けるかわからないにしても、真実の教祖伝を求める姿勢を捨ててはいけないというメッセージが「稿本」の文字には込められているのです。その一助になるようにと八島氏は「教祖伝資料集」を30年間にわたり発行し続けたわけです。

「慶応二年秋、教祖は、あしきはらひたすけたまへ てんりわうのみこと と、つとめの歌と手振りとを教えられた(『稿本天理教教祖伝』)」の根拠を示す資料「『史実校訂本』第十章 第七節 山伏来る事」(『復元』32号、御教祖伝史実校訂本中二.P419)

『復元』32号巻末に〈御教祖伝史実校訂本中巻の編纂は昭和10年7月30日より起草して、同9月5日を以て完稿す。編者。上田嘉成。本校訂本は36部を限ってタイプす。〉とある。

※以下の資料の他に、「小泉不動院」関係の資料である「イ」「ロ」と小泉不動院の山伏が来た状況が詳しく記されている『正文遺韻』からの資料「ニ」(この資料は来た年を慶応3年とする)が「史実校訂本」には出ています。スペースの関係、「第一節」との関連性が薄い等の理由で省いています。

### 「史実校訂本」第十章 第七節 山伏来る事

此の頃生駒郡片桐村小泉に、不動院と云ふ真言宗の修験寺が有りました。松ノ尾へ上る山伏の取締りを一任されて居り、又領主の祈禱所でも有った處から、三間四方ばかりの貧弱な小宇にも係らず相常に威張つて居りました。是處に荒法師有り。且つは法力を試し、且つは己れの腕前を發揮せんとして、お地場へやつて末ました。

そして教祖様にお目にかゝり一、二、問答して行詰るや直ちに本性を現はして、細引を取出し搦めんとしたので、秀司先生、山中忠七の二人は之を両側より捉へて離さず、教祖様は静に奥へ引き給ふた。山伏は已むを得ず余憤を晴さん爲めに、刀を抜いて御簾を切り、太鼓を破り、幣を切り、散々に暴れ廻った末、立去りました。そして、帰途直ちに古市へ寄り此の事を訴へ出ました。蓋しその頃暴れて来た者の中、最も甚しかつた者であります。

神様は此の後、今迄の拍子木を打つて『南無天理王命』と繰り返へして居たお勤を『悪しき拂ひ助け給へ天理王命』とお変へになりました。(史実校訂本、本文)

ハ、翌年、即卅一年前(明治元年)正月二日、三日頃より伏見騒動となりました。其頃小泉不動院といふ祈祷者来り、太鼓切破りなど暴行の上、古市へ願ひ出ました。それまでハ、拍子木打て、なむてんりおふのみこと御つとめの處、そこで『あしきはらいたすけ玉へてんりおふのみこと』御つとめとなりました。(辻忠作手記、『教祖傳』明治卅一年)

ホ、小泉不動院。 慶応三年 あしき拂ひ、たすけ給へ、天理王命。(M1604、『天理教祖の實傳記』)

へ、小泉不動院、数多ノ徒弟ト暴徒トヲ駆リ集メテ、教祖ノ許ニ直チニ乱入シ。(中西牛郎、『御教祖傳記修正本』明治卅五年)

ト、明治元年春、不動院来ル。コノコトニ付、先生ト山中忠七様ト呼出シアリ。(諸井政一、『御教祖御略傳』)

慶應三年三月二十八日十二下り 御勤メヲナセシニ  
 皮ニ上リヨリ人数教押寄セ来リ 暴行ヲナセリ  
 鼓二個ヲ切破リ 提灯ヲ切落シ 乱暴ヲ極メ  
 而シテ古市藩工願出タリ  
 右ニ付 守屋筑前守ニ依頼シ 京都吉田殿  
 工願出 官職ヲ拝命ス  
 乱暴以前迄ハ 神様ヲ拝スルニ 只南無天理  
 王命ト連呼セリ 然ルニ 此時ヨリ 始メテ 悪シキ  
 拂ヒ 助ケ玉ヒ 天理王命ト手ヲ御付ケ遊サレタリ

慶応2年に第1節を教祖が教えられたという根拠。

チ、慶応二年秋の頃、小泉村の不動院の僧来り、乱暴を極めて引上げた。同年の末、在来の『おつとめ』の方法を改めて、『悪しき佛ひ助け給へ、天理王命』のお言葉とお手振とを啓示なし下された。（昭和七年、集成部會議原案）

リ、慶応二年の頃かとも、此辺りに威を振ふ山伏、小泉の不動院多数の弟子達を引連れて入り来り、是も又説法と祈禱の廃止を迫り、祈禱に用ふる太鼓二個を切り破り、入口に立てありし提燈を切落すなどあらゆる乱暴狼籍を極め加称（アマツサエ）？ 不動院始め多数の山伏等腰に佩たる大刀を引抜き、教祖の左右に突立て、口々に難問を試みたれど、教祖自若として之に応答され、遂に彼等を説伏せて、逐ひ帰したまひぬ。（梅谷家蔵『教祖傳』）

タ、慶応二年、小泉不動院等入り来り、太鼓二個ヲ切破リ、提灯ヲ切落シ、乱暴ヲ極メ、而シテ古市藩工願出タリ。右ニ付、守屋筑前守ニ依頼シ、京都吉田殿工願出、官職ヲ拝命ス。（中略）乱暴以前迄ハ、神様ヲ拝スルニ、只南無天理王命ト連呼セリ。然ルニ、此時ヨリ、始メテ、悪シキ佛ヲヒ、助ケ玉ヒ天理王命ト手ヲ御付ケ遊サレタリ。（初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日）

「タ」は左の写真版を活字にしたもの。写真版では訂正されて「慶応二年」になっていることが、この資料からは分からない。

『続ひと』とはなし その二 中山正善著 一九八九年五月二十六日 改訂八版 天理教道友社発行

P 56  
59

私刊本（四） 明治十五年以降本

- 一、不明
- 二、明治十五年以降
- 三、不明
- 四、第二節、第三節、第一節、第四節、第五節、踊歌に關係のなき附表、並びに『一子』、『おびや』、『ほふそ』、『むほん』、『はへで』、『おへ』、『むしはらひ』、『みのり』、『あまごひ』の各特殊勤のお歌
- 五、用字上延音や發音上から來る假名遣いの違いや濁點の有無書態の差違等見られるが、特に目立つものは左の通りである。

下節 目又は 目	数	標 準 本	私 刊 本 〔五〕
第二節	終	あしきをはらうて……か んろだい	なむてんりんおゝのみおとよをまよし あしきはろふて……かんろふだい
第三節		あしきをはらうて……て んりわうのみおと	あしきはらい……てんりんおゝのみおと
第一節		あしきをはらうて……て んりわうのみおと	あしきはらい……てんりんおゝのみおと
第四節	終	あしきをはらうて……て んりわうのみおと	あしきはらい……てんりんおゝのみおと
第五節	終	あしきをはらうて……て んりわうのみおと	あしきはらい……てんりんおゝのみおと
各下り目	終	あしきをはらうて……て んりわうのみおと	あしきはらい……てんりんおゝのみおと
三	七	ゆきまする	いきまする
二	五	つきくるあらば	つきくるなれハ
四	八	すつきり	すうきり
五	八	やまとばかりやない	やまとばかりでない
六	二	あとを	あとおを
七	七、八	あゝろえちがひ	あゝろいちがい
八	六	いはんでな……めいく	ゆうわんでな……めへく
九	三	まつかり	まいかり
十	八	よくの	よくを
十一	一	てんりわう	てんりんおゝ
十二	一	をのなるぞ	をのなりま
十三	五	つちもちや	つちもちを
十四	一	あとを	あとをを
十五	二	いひつけよ	ゆいつけよ
十六	五	とうりやうよん	とうりよふがよにん
十七	九	たてまへ	たてまい
十八	十	だいくのふんを	だいくのふんを

「明治十五年以降本」となっているが、「天理王命」となっている点から、早くても明治18年以降である。



かんろふだい、おつとめのみうた

あしきはらひ、たすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、あしのちんばを、はやくたすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どふぞいつしをたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、むほんすつきり、はやくをさめ、たすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

(此のむほんの一つは、前年八月頃御開かせになりたり)

あしきはらひ、どうぞおびやすつきり、はやくたすけたまへ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞはうそせぬよに、しつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞはえでしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞこえをしいかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞあめをしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞあめをあげよ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞすつきりやまいむしはいらんやう、しつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

あしきはらひ、どうぞみのりをしつかりたのむ、いちれつすますかんろだい。

以上十二

然るに明治十六年、かんろふだいひながた、とりあげに相成り、それより御勤も、てんりわうのみこと、かはり、あさばん、つとめのかんろふだいの御うたは『たすけたまへ』を『たすけせきこむ』『一れつすます』を『すまして』と御かへに相成りたり。かへすくも、とりはらはれたは、ざんねんくとの仰せなりき。ひながたのかんろふだいと云ふは、あつき三寸、はざさしわたし一尺二寸の六角の木のたいをすゑて、其の上に、長さ六尺さしわたし三寸の六角ばしらをたて、また其の上に、あつき三寸、さしわたし一尺二寸の、下と同じやうの臺をのせてありました。その理は、せんにのべたる理からしやんすれば、わかる同じ一つの理である。

此のひながた、さしとめられ、とりはらはれて、ざんねんくと、くれぐの仰せでありしが、いづれく、一れつすました上は、しんのかんろふだいをすゑて、もとなるやしきのしようこに、てんりわうかんろふをおあたへくださるに相違ない。これをいたゞいて、じゆみやうぐすりと云ふ。

一寸 咄 萬世 始

第二、第三節による「おさづけ」が示されている。

この年に『一寸咄し』と『よろづよ』とを御聞かせ被下しましたので、『よろづよ』は、十二下りのだしと仰せられて、十二下りのはじめに、つとめる事になりましたのでござります。

又、『一寸咄』は、これから数年後に、かんろだいつとめのだしと、御聞かせ被下ましてござります。よつて、かんろだいのおつとめには、一寸咄がさきへつのであつて、しんじつ、手をどりさづけといふて、かんろだいをとなへて、さすつて被下處の、おさづけがござります。それにもやはり、一寸はなしをととなへて、それからかんろだいを三遍となへて、おさすり被下ます。かれこれ思ひましても、神様がだしと被仰る理は、けす事はできません。

第一節の成立はいつかという問題は、「みかぐらうた」本の記載という点では明治14・15年頃であり、伝承では明治元年前後ということになります。また、第一節ではない「おさづけ」のやり方が伝えられていることも気になります。これらの異なる結論を導き出す資料から、総合的な解釈を導き出そうとするとき、天理教の中には慶応年間辺りから、教祖の教えとは別に吉田神祇管領の裁許状を取り、明治維新に際しては、新政府の神道政策に合わせていった秀司を中心とした流れがあったということが、重要になるのではないでしようか。これが複雑な天理教の教理なり、教祖伝、天理教史を理解する力ギになると思います。